

平成 29 年度長野県立中学校入学者選抜における県外からの受検要項

1 志願資格

- (1) 保護者と一緒に長野県へ転居する者
- (2) 県外から保護者の居住する長野県へ戻る者
- (3) 特別の事情が認められる者

2 「志願承認」を受ける方法

県外から本県の県立中学校を志願する者は、「志願承認願」を、在籍小学校長又は在籍特別支援小学校長（以下「在籍小学校長」という。）を経て、長野県教育委員会事務局高校教育課長（以下「高校教育課長」という。）に提出して、長野県教育委員会の承認を受けること。

その流れは次のとおりである。なお、志願承認を受けるにあたっては、平成 29 年度長野県立中学校入学者選抜要綱の第 1 の 2 及び 5 の (4) を必ず参照すること。

- (1) 志願者の在籍小学校長が、高校教育課に「志願承認願」の用紙を請求する。（フローチャート
手続①）

請求の受付は平成 28 年 9 月 21 日（水）以降。

〒380-8570（県庁専用郵便番号・住所記載不要）
長野県庁内 高校教育課管理係（表に「県立中学校志願承認願用紙請求」と朱書きする）
同封する返信用封筒：角形 2 号（縦 33.2cm×横 24.0cm）、250 円切手を貼る。返信宛
先は志願者の在籍小学校長とする。

なお、海外の現地校を卒業して、直接長野県の県立中学校を受検する場合には、保護者又は本人が事前に高校教育課管理係の担当と連絡をとる。

- (2) 高校教育課が、次の書類を返送する。（フローチャート手続②）
 - ・平成 29 年度長野県立中学校入学者選抜要綱（「志願承認願」用紙、「報告書」様式入り）
 - ・平成 29 年度長野県立中学校入学者選抜における県外からの受検要項
 - ・入学願書、入学審査料収入証紙納付書、受検票（専用用紙）
 - ・平成 29 年度長野県立中学校入学者選抜事務の手引

- (3) 志願者の在籍小学校長が、志願承認を申請する。（フローチャート手続③）

ア 申請期間

平成 28 年 10 月 19 日（水）から 10 月 28 日（金）午後 5 時まで
郵送する場合は、受付期間内に到着しないものは無効とする。

イ 提出先

2 の (1) の請求先と同じ

ウ 申請書類

- ① 長野県立中学校志願承認願
（平成 29 年度長野県立中学校入学者選抜要綱様式第 6 号）
- ② 特別の事由を証明する書類
1 の志願資格を証明する書類で、具体例は「4 志願資格と証明書類等」を参照
のこと。
- ③ 入学後、自宅から通学させる旨の保護者の誓約書（参考様式 1）
- ④ 返信用封筒
長形 3 号（縦 23.5cm×横 12.0cm）、82 円切手を貼る、返信宛先は志願者の在籍小
小学校長とする。

- (4) 県教育委員会が審査を行う。

高校教育課から、志願者の在籍小学校長宛に志願承認書（選抜要綱様式第 7 号）を送付する。

（フローチャート手続④）

- (5) 志願者は、入学願書の所定の箇所に、志願承認書右上の志願承認番号を記入し、志願する長野県立中学校に出願する。(フローチャート手続⑤)
- (6) 志願が承認された場合は、長野県以外の都道府県の公立中等教育学校又は公立併設型中学校への志願はできない。

3 志望県立中学校への志願等について

(1) 志願受付期間

平成 28 年 11 月 8 日 (火) から 11 月 10 日 (木) 午後 3 時まで

- (2) 志願に関する書類については、平成 29 年度長野県立中学校入学者選抜要綱の第 1 の 5 の (2) を参照のこと。

4 志願資格と証明書類等

資格	志願資格の具体的内容	証明書類等の具体例
1 (1) 一家転住	保護者の転勤により転居する場合	転勤証明書 (一家転住の内容を含むもの)
	家屋の新築又は購入等により転居する場合	事情について事由を証明できる書類 事由を証明できる書類が得られない場合は、 在籍小学校長が証明する副申書 (参考様式 2)
	長野県に居住している保護者の一方の元に、保護者の他の一方とともに転居する場合	事情について事由を証明できる書類 事由を証明できる書類が得られない場合は、 在籍小学校長が証明する副申書 (参考様式 2)
1 (2) 保護者の元に戻る	長野県内に住む保護者の元に戻る場合	事由説明の在籍小学校長の副申書 (参考様式 2)
1 (3) 特別事情	保護者の一方とともに長野県内に住む祖父母等と同居する場合	① 祖父母等の同居同意書 (参考様式 3) ② 事由説明の在籍小学校長の副申書 (参考様式 2)
	長野県に住む養父母と養子縁組をする場合	事情について事由を証明できる書類 事由を証明できる書類が得られない場合は、 在籍小学校長が証明する副申書 (参考様式 2)
	その他のやむをえない事由で長野県内に転居する場合	① 事情について事由を証明できる書類 事由を証明できる書類が得られない場合は、 在籍小学校長が証明する副申書 (参考様式 2) ② 特別な事情により本人のみで住む場合は、 身元引受依頼・承諾書 (参考様式 4)

(注) 志願資格、証明書類については、早めに高校教育課管理係に照会してください。(026-235-7430)

【県外からの特別な場合】

特別な事情		証明書類等
海外より	日本人学校 本人のみの帰国でも可	○ 保護者の海外赴任の証明 (会社で) 本人のみの場合は、 ○ 身元引受依頼・承諾書 (参考様式 4)
	外国の現地校 (※)	○ 卒業証明書 ○ 成績証明書

(※) 外国の学校を卒業して県立中学校を受検する場合は、早めに高校教育課管理係に相談してください。

5 海外から志願申請をする場合

- (1) 海外との郵送手続等が複雑になるため、関係書類等のやり取りについては、長野県内若しくは日本国内の実家又は赴任先の事業所等を中継箇所に指定すること。高校教育課からは、長野県内若しくは日本国内の実家又は赴任先の事業所等に関係書類等を送付する。
- (2) 海外の在外教育施設等へ関係書類等を直送することを希望する場合は、返信用封筒に宛先を明記して、下記の枚数の国際返信切手券を同封し、高校教育課に請求する。

【返信用に同封する国際返信切手券の枚数】

アジア地域	4枚
北米、中米、中近東、欧州地域	6枚
南米、アフリカ地域	7枚

6 志願承認から出願までのフローチャートと手続の概要

